

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年3月27日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名
大分県介護施設等及び介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付審査等
業務委託
- (2) 履行期間
契約締結日から令和8年12月28日（月）
- (3) 業務概要
国において、令和7年11月21日付けで閣議決定された「強い経済」を実現する総合
経済対策」において措置された「医療・介護等支援パッケージ」による、大分県介護施設
等及び介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の計
画書（交付申請書）の内容確認、電話によるエラー修正連絡対応、エラー修正後の審査デ
ータ作成、交付決定通知書等の送付、補助金支払データの作成、額の確定通知書の送
付、請求書の審査、実績報告書の内容確認等に関する業務
- (4) 業務の仕様
仕様書及び入札説明書による
- (5) 業務実施場所
受注者によって確保するものとする。
- (6) 予定価格
15,846,160 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部高齢者福祉課（大分県庁別館3階）
TEL 097-506-2785 FAX 097-506-1737

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」
という。）上に、令和8年4月3日（金）13時まで入札説明書及び委託業務仕様書等を
掲載することにより契約条項を示す。

4 電子入札システムの利用

本案件は電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。

また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか電子入札システムの運用基準による。

5 入札参加条件

この業務委託については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 大分県内に本店を有する者
 - イ この公告の日前に、上記（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに付帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委託している者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (5) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から下記 9 に掲げる日までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

7 電子入札システムによる入札参加申込期限
令和8年4月3日（金）13時まで

8 電子入札システムによる入札金額の入力期間
自 令和8年4月6日（月）11時
至 令和8年4月7日（火）11時

9 電子入札システムによる開札
令和8年4月8日（水）15時（予定）

10 再入札

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除とする。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとする。